

**令和6年度三重県外国人介護人材受入支援事業委託業務  
企画提案コンペ参加仕様書**

**1 委託業務の概要**

- (1) 委託業務の名称  
令和6年度三重県外国人介護人材受入支援事業
- (2) 委託期間  
契約締結日から令和7年3月14日（金）まで
- (3) 委託業務の内容  
別添「令和6年度三重県外国人介護人材受入支援事業委託業務仕様書」のとおり

**2 委託上限額**

3, 124, 583円（消費税及び地方消費税含む）

**3 参加条件**

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 参加者資格
  - ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
  - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止要領により資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
  - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
  - ウ 三重県が賦課徴収する県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

**4 質問書の提出**

本業務又は企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、下記のとおりとする。

- (1) 質問書の提出
  - ① 提出期限  
令和6年5月10日（金）17時15分まで

② 提出方法

持参、FAX又は電子メールにより提出すること。FAX又は電子メールによる場合は、電話により到着確認を行うこと。

③ 提出先

三重県医療保健部長寿介護課（下記14「連絡先」に詳細を記載）

④ 提出資料

様式任意（規格はA4版）

※タイトルは「令和6年度三重県外国人介護人材受入支援事業の質問書」とし、質問者の連絡先（氏名、電話、メールアドレス）を明記すること。

⑤ 留意事項

質問は当該委託業務にかかる条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

(2) 質問書に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和6年5月14日（火）17時15分までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。

企画提案コンペに参加を希望する者は、質問の有無に関わらず企画提案書等を提出する前に当該ホームページを確認すること。

## 5 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本参加仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和6年度三重県外国人介護人材受入支援事業委託業務企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、総合的に勘案して最優秀提案を選定する。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合がある（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができる。）。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

① 提出書類

(ア) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

(イ) 登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書）の写し  
※法人の場合のみ。

(ウ) 身分証明書の写し  
※個人の場合のみ。身元証明書。本籍地市町村長証明のもの。

(エ) 成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書の写し  
※個人の場合のみ。東京法務局発行のもの。

(オ) 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合

は、委任状（第2号様式）

② 提出期限

令和6年5月16日（木）17時15分必着

③ 提出方法

持参、郵便又は民間事業者による信書便により提出してください。

※郵便又は民間事業者による信書便による提出の場合は、提出期限までに提出先に到達するよう投函すること。また、電話等により到着確認を行うこと。

④ 提出先

三重県医療保健部長寿介護課（下記14「連絡先」に詳細を記載）

⑤ 結果通知

令和6年5月20日（月）17時15分までにメール又は電話にて通知

(2) 企画提案書等の提出

① 提出書類及び部数

(ア) 企画提案書（第3号様式） 7部（正本1部、副本6部）

・原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ11ポイント以上

・表紙を含め20ページ以内

・別添業務仕様書の内容をふまえ、可能な限り具体的に提案すること。

(イ) 見積書（任意様式） 1部

見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

(ウ) 参考資料 7部（正本1部、副本6部）

その他、企画提案に関する有効な資料や事業者・団体概要及びパンフレット等について、可能な限り参考資料として添付してください。

② 提出期限

参加資格確認結果の通知から令和6年5月24日（金）17時15分まで

③ 提出方法

持参、郵便又は民間事業者による信書便により提出してください。

※郵便又は民間事業者による信書便による提出の場合は、提出期限までに提出先に到達するよう投函すること。また、電話等により到着確認を行うこと。

④ 提出先

三重県医療保健部長寿介護課（下記14「連絡先」に詳細を記載）

(3) 最優秀提案の選定・評価方法

令和6年度三重県外国人介護人材受入支援事業委託業務企画提案コンペ選定委

員会において、提出された企画提案書及び別に実施するプレゼンテーションにより審査を行い、最優秀提案1件を決定する。

① 審査基準

企画提案コンペの審査基準は、「三重県外国人介護人材受入支援事業 審査基準（別紙1）」のとおり。

② プレゼンテーション

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

時期：令和6年5月29日（水）午前（予定）

場所：三重県津市広明町13番地 三重県庁内会議室

形態：プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書及び見積書のみによるものとし、パワーポイント等の使用は不可とする。

1者の時間配分は概ね20分とする。

- ・プレゼンテーション10分程度
- ・質疑10分程度

③ 選定結果の通知

選定結果は後日速やかに参加者に通知するとともに、三重県ホームページにて公表する。

④ 契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結する。

## 6 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

企画提案コンペ選定委員会による審査により最優秀提案者になった者は、次の書類を令和6年6月3日（月）17時15分までに提出すること。また、最優秀提案者になった者が三重県税あるいは地方消費税を滞納している場合又は提出期日までに次の書類を提出しなかった場合は、次順位者の提案を最優秀提案とし、その旨、通知する。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 三重県電子調達システム（物件等）に利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会

計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」

## 7 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県医療保健部長寿介護課において行う。

## 8 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。また、履行確認は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施します。

## 9 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

## 10 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 13 その他

- (1) 企画提案に要する費用の負担  
企画提案書の作成に必要な費用については、提案者の負担とする。
- (2) その他特記事項
  - ・提出のあった企画提案書等の資料は返却しない。なお、応募書類等に記載された個人情報については、当委託業務の目的以外の目的で使用することはない。
  - ・提出のあった企画提案書等の資料は「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。
  - ・契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
  - ・成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
  - ・個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があるので留意すること。

## 14 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部長寿介護課 居宅サービス・介護人材班

担当：渡邊、河内

電話番号 059-224-2262 FAX番号 059-224-2919

メールアドレス chojus@pref.mie.lg.jp